

個人情報取扱特記事項

1 対象となる個人情報

個人情報とは、「納入通知書等に記載されている納付者に関する情報（氏名、住所、納付番号、金額等）」を指す。なお、紙媒体に記載されているものであるか電子計算機及び光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）のシステムにより処理されているかは問わない。

2 個人情報の秘密保持義務

乙及び丙は、個人情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、この契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。契約の満了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報の目的外使用、複写及び複製の禁止

乙及び丙は、個人情報をこの契約による収納事務の目的以外に使用してはならない。

乙及び丙は、個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾をあらかじめ得た場合は、この限りでない。

4 個人情報保護に関する管理体制

乙及び丙は、本別記の内容を十分理解し実践する能力のある者のうちから個人情報取扱責任者を選定する。なお、乙及び丙は個人情報取扱責任者をして個人情報保護の徹底が図られるようこの契約の履行に従事する者に対する個人情報管理マニュアル等による教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行うものとし、その責任を負うものとする。

乙及び丙は、この契約の履行に従事する者に対し、雇用条件として、個人情報保護を義務付けるものとする。

5 個人情報の管理

乙及び丙が個人情報を電子計算機等により処理する場合には、この契約の履行に従事する者以外が個人情報にアクセスできないようパスワードを設けるなど適切な措置を講じるものとする。また、故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去ができないよう電子計算機等のシステム構築を図るか、又はこれに代わるべき管理上の措置を講じるものとする。更に、個人情報を紙媒体により保管及び管理する場合は、盗難、紛失、不正利用等が生じないように施錠など十分な措置を講じるものとする。

乙及び丙は、この契約に基づく収納事務を履行する場所以外に、個人情報の記録された媒体を持ち出してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りでない。

6 個人情報の消去

乙及び丙は、電子計算機を用いて個人情報を管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売・譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている個人情報を消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

なお、電子計算機等を初期化し個人情報の消去を行う方法では、ハードディスクの個人情報を完全に消去することはできず、復元される可能性があることから、ハードディスクを物理的に破壊するか、最新のハードディスクデータ消去ツール等を使用するか又は電子計算機等のデータ消去を専門に取り扱う業者に委託することとする。また、個人情報の記載された紙媒体を廃棄する場合には、シュレッダーにかけるか又は溶解するなど、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

7 個人情報に関する事故発生時の対応

乙又は丙は、第三者への個人情報漏洩など、個人情報保護に関してこの契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、その指示に従わねばならない。

乙及び丙は、個人情報の漏洩等の事態が生じた場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、原因の究明、責任の追及等に努めなければならない。

8 従事者への周知及び監督

乙及び丙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適正な監督を行わなければならない。

9 その他

甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙又は丙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。なお、甲は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙又は丙に対して必要な指示を行うものとし、乙又は丙は、その指示に従わなければならない。